

令和6年6月3日

尾内内科神経科病院の破産手続きに関して

【情報提供】

いきいき健康部 国保年金課
福祉部 生活ふくし課
障がい福祉課

本件事案に関しまして、さいたま地方裁判所で破産手続きの開始が決定されました。

今後、破産管財人（弁護士）に対し、本市の債権申立て手続き等を行うこととなります。

令和4年度決算（令和5年9月議会）において、未収金等が増額となった際、ご報告した案件の続報となります。